

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成28年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月8日

奈良県監査委員	江 南 政 治
同	齋 藤 信一郎
同	粒 谷 友 示
同	田 中 惟 允

監査の特定事件（テーマ）

流域下水道に関する財務事務の執行について

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
		第3. 個別意見	
県土マネジメント部		1. 有収率	
下水道課	60	<p>(6) 有収率改善に向けた対策の推進について(結果)</p> <p>県の有収率は平成23年度からほぼ横ばいの84%程度となっており、長期間改善が滞っている。また、4つの浄化センターの中でも宇陀川浄化センターが70%台と特に低く、有収率の改善が見られない点は、極めて大きな問題であると言わざるを得ない。</p> <p>この有収率の低下をまねくのは不明水であり、この不明水に係る処理にもコストがかかることから、本来は各市町村の不明水の多寡に応じて負担を求めることが合理的と考えられる。しかし、現状、市町村毎の不明水量の把握はなされておらず、各市町村が負担する流域下水道維持管理費等負担金について、県では当該不明水も含めた汚水処理原価をカバーするように単価設定をしている。そのため一律の負担金単価を使用することにより、各市町村間で不公平な状況が生じていると考えられる。</p> <p>こういった状況の中で、県の不明水対策の一つとして雨天時浸入水等検討委員会を開催し、実施する事項を計画的に決めて対策を検討、実施している点は評価できる。</p> <p>しかし、各市町村における不明水対策のインセンティブとなる新料金単価(雨水量及び浸入水量に応じて変動する単価)の設定では、負担金算定根拠として最も重要とも考えられる各市町村における不明水流量の把握方法が未だ決定されておらず、不明水処理による試算コストが毎年約220万円もかかっている状況を踏まえると、より危機感をもって、スピーディに対策を講じていく必要がある。</p> <p>この不明水対策については、県の流域下水道から浸入する不明水対策は県の責任のもと実施し、各市町村の公共下水道から浸入する不明水対策は各市町村の責任のもと実施する必要があると考えられるが、市町村によっては、不明水対策を実施出来るほどの財政力等がないことも考えられる。</p> <p>したがって、流量計の設置をはじめとした対策コストは県で負担し、その回収は新料金で回収するなど、県の強力なリーダーシップのもとで仕組みを整え、それをきっかけとして各市町村が自発的に有収率向上に乗り出すよう、各市町村と県がより密な連携を図りながら、有収率向上に向けて県全体として推進していくことが必要である。</p>	<p>不明水対策を推進するため、不明水に係る料金単価を設定し、その量に応じて流域下水道維持管理負担金を徴収することも、一つの有効な方策と考えている。</p> <p>各市町村の不明水量の把握方法については、課題があるため、他府県の事例も参考に、雨天時浸入水対策委員会で、市町村が自発的に有収率向上に取り組むための仕組みについて、検討を行っている。</p>
		2. 下水道接続率	
	63	<p>(3) 下水道接続率の向上が遅れている地域の把握と指導について(意見)</p> <p>下水道への接続は、下水道が整備された後直ちに行われることが望ましいが、居住者の費用負担もあるので、直ちには対応し難い面がある点は否定できない。一方で、下水道が整備されてから長期間が経過しているにも関わらず、接続率の向上が遅れている地域がある。</p> <p>例えば、橿原市の接続率は平成18年度の85.0%に対して平成27年度は86.6%に留まっており、1.6%の改善に留まっている。流域下水道幹線別に見ると、橿原市の中心部を通る葛城川幹線は、昭和60年代～平成初期に整備されており、整備完了から20年程度経過しているが、接続率の改善は緩慢である。</p> <p>大和高田市は下水道の整備時期が比較的早かったが、平成18年度の83.2%に対して平成27年度は86.4%に留まっており、3.2%の改善しか図れていない。</p> <p>県は市町村別の下水道接続に向けた取組状況を把握分析し、特に改善が遅れている地域には、接続率向上のための施策を講ずる必要がある。</p>	<p>接続率の特に低い市町村に対してヒアリングを実施し、取組状況の把握分析を行い接続率向上のための施策を検討する。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	64	<p>(4) 下水道接続率の向上に向けた取組について（意見）</p> <p>②下水道接続推進員の活動支援 接続推進員の活動状況について、訪問戸数と下水道新規接続戸数の状況を見る限り、この取組は有効に機能していると考えられるが、推進員が2-3名というのは接続推進活動としては不十分と言わざるを得ず、市町村がさらに接続推進員を増員させるため、橿原市等の実施自治体における取組の他市町村への紹介や、補助率の引き上げなど、県としてより積極的に接続推進活動が行われるような取組を行うことが必要である。</p> <p>⑤補助金制度の創設 接続率の向上に関する取組は、既に下水道に接続した者との公平性が問題となるため、財政的な支援に踏み込めないケースも多いと考えられるが、固定費が主体の下水道事業において接続率向上のメリットは極めて大きく、あらゆる手立てを検討して市町村の取組をバックアップするための補助金制度などの検討が必要である。</p>	<p>② 負荷軽減等推進事業（県補助事業）を活用した接続推進員による啓発取り組みが行われるよう、市町村に対し積極的に働きかけていく。</p> <p>⑤ 県内の市町村において、接続を推進するため貸付や助成金制度を設けているところもある。他府県の事例も参考に、既接続者との公平性の問題も考慮しながら、市町村の取組への支援方針について検討していく。</p>
		3. 汚水処理資産の有効活用（奈良モデルの導入）	
	78	<p>(6) 第一浄化センターと単独公共下水道の統合に係る課題の解決について（意見）</p> <p>①不明水及び雨水対策 平成26年の台風11号による溢水が現に起きたことから、理論上は施設処理能力を下回っていても、一時的な流入水量の増加によりオーバーフローの可能性があることがわかる。このような、一時的に施設処理能力を超える流入水量の主な原因は、台風の時等にはいわゆる不明水及び雨水の流入量が一時的に増大することである。 よって、第一浄化センターのポンプ棟の処理能力の強化が必要な対策ではあるが、根本的には不明水及び雨水に対する抜本的な措置が必要である。</p> <p>ア) 合流式下水道の雨水対策 平成26年の台風11号の時の、第一浄化センターへの時間当たり流入量の増加量全体の25%が合流式下水道地域からの流入であり、計画値を超える量の雨水が流入していた。 そこで県は台風や大雨時でも計画値を超えないよう、奈良市及び大和郡山市と、合流区域から流域幹線への流入ゲートの開度調整を行うこと及び合流区域からの監視体制の整備について実施したところである。引き続き、流入調整等に係る協議を継続していく必要がある。</p> <p>イ) 分流式下水道の不明水対策 平成26年の台風11号の時の第一浄化センターへの時間当たり流入増加量の75%が分流式下水道からの流入であり、合流式下水道からの雨水よりも、分流式下水道の雨天時浸入水の解決こそが優先されるため、不明水対策を早期に講じる必要がある。</p> <p>②地域住民の理解 十分な不明水及び雨水対策を行った上で、県から関連自治体及び地域住民に対して丁寧に説明を行い、理解を得ていく必要がある。</p>	<p>① 不明水対策について、雨天時浸入水検討委員会を通じて、県と市町村が一体となって取り組んでいる。 平成28年度には、県が雨天時の影響度の高い箇所を絞り込み調査を行い、平成29年度から市町村がその絞り込まれた箇所を優先的に対策を進めている。</p> <p>② 関係市町村と連携しながら、地域住民に対して理解していただくよう丁寧に説明を行っていく。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	80	<p>(7) 奈良モデルの強力な推進について (意見)</p> <p>第一浄化センターと接続可能な5つの単独公共下水道施設の施設規模及び従事者数は、5箇所合計で、30,194㎡/日の処理能力を有し、人員数にして31名の職員と、常勤換算で12名の運転管理業務委託会社の職員が従事している。</p> <p>県全体で見た場合、地震等の災害時におけるリスク分散の観点からは施設を分散させることも考えられるが、第一浄化センターに5つの単独公共下水道を接続することで、5つの下水道処理施設を廃止することができるとともに、職員数の削減及び運転管理業務委託の廃止につながるが見込まれる。</p> <p>以上から、県が進める汚水処理資産の有効活用(奈良モデルの導入)については、県全体で見た場合、行政の効率化が図られることは明らかであり、積極的に推進していくべきである。</p> <p>5つの単独公共下水道の統合はクリアすべき困難な課題を有している。しかし、県や市町村の財源が限られている中、また人口の減少による事業規模の最適化を図る必要性や維持可能な施設規模と組織規模を鑑みるに、全体の効率化と最適化を図っていく必要があることは、ゆるぎない事実である。</p> <p>県はしっかりと説明責任を果たすとともに、地域住民や流域市町村の理解を得るよう根気よく丁寧に説明を行い、流域下水道における奈良モデルの実現のため、邁進していく必要がある。</p>	<p>5つの単独公共下水道と流域下水道との統合は、奈良県汚水処理構想にも「奈良モデル」の効果的な手法と位置づけている。不水対策を実施し地元の理解を得ながら、統合を進めていく。</p>
		4. 中期事業実施計画	
	84	<p>(4) 中期事業実施計画の確実な実施について (意見)</p> <p>平成25年度版と平成27年度版の中期事業実施計画を比較すると、以下の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐保川幹線耐震事業及びエネルギー事業が追加されており、事業費総額が38,392百万円から44,350百万円と大幅に増額されている。 ・主に予算不足により、各事業の執行時期が遅れている。 <p>国の補正予算などを要求しているが、予算不足の状況が続く中、上記新事業の追加により事業費総額が膨らみ、各事業の執行時期は全般的に後ろ倒しになりつつある。</p> <p>流域下水道事業を維持・管理していくためには、中期事業実施計画に記載されている事業はいずれも重要なものではあるが、中でも、耐震化、長寿命化という課題に対応する事業を適時に実施しなければ、アセットマネジメント手法の採用による年6億円のコストダウンの実現を謳う施設整備計画の意義が大きく後退することになる。</p> <p>県の流域下水道は、県内の汚水処理施設の核となっており、持続可能な汚水処理が強く求められるところである。</p> <p>そのため、これら緊急耐震事業及び長寿命化対策事業については、優先度を高めて着実に実施することが必要である。</p>	<p>緊急耐震事業、長寿命化対策事業については、優先的に実施する事業であるため、国に対して所要額の交付金配当されるよう強く要望を行っている。</p> <p>今後も厳しい予算配当が予想されることから、ストックマネジメント計画を策定し中長期実施計画の見直しを行い、緊急耐震事業及び長寿命化対策事業を着実に実施していく。</p>
		5. 流域下水道の汚泥処理	
	91	<p>(4) 第一浄化センターにおける汚泥処理のコスト構造と改善点について (意見)</p> <p>第一浄化センターにおいてさらにコスト削減を行うとすれば、i) 今後の焼却炉をサイズダウンして能力規模を落とす、またはii) 3基から2基体制に変更した上で、焼却処理が追いつかない場合には当該汚泥のみ臨時的に陸上埋立又はセメント生投入処理を行うことが考えられる。</p> <p>この点、i) 焼却炉のサイズダウンについて、能力の削減と正比例で装置金額が低下する訳ではないとのことであり、大幅なコスト削減は見込めないとのことであった。ii) について、埋立地の余力が少なくなっていく中、基本的に焼却処理を行っていきいたいとのことであった。</p> <p>いずれも理解し得る主張ではあるが、汚泥処理にかかるコストを削減させるためには、焼却炉の規模や台数、汚泥消化槽更新等、総合的な観点から最適な処理方法の検討を行う必要がある。</p>	<p>平成28年度に策定した大和川上流・宇陀川流域下水道全体計画に基づき、平成29年度に実施する浄化センター2号焼却炉の基本設計業務において、コスト削減の観点から焼却炉の規模など最適な処理方法の検討を行う。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	93	<p>(5) 第二浄化センターにおける汚泥処理のコスト構造と改善点について(意見)</p> <p>第二浄化センターにおけるコスト削減策として考えられるのが、セメント資源化及び陸上埋立をセメント生投入に切り替える方法である。</p> <p>特にセメント資源化方式は相当なコスト高になっており、極力セメント生投入に移すべきである。もっとも、セメント資源化方式のコストのうち設備の償却費相当(7,321円/トン)はいわゆる固定費であって、セメント生投入に切り替えたとしても削減することができないコストであり、コスト削減できるのは約28,000円/トンとなる。</p> <p>陸上埋立についても、埋立地の受入れ余地が限られている現状に鑑みれば、可能な限り削減し、セメント生投入に振り替えることが望まれる。セメント生投入の受入れ余力についての懸念があるとのことであるが、汚泥受入先のセメント工場として、現状の受け入れ先以外にも複数の工場が存在しており、受け入れ先を広げる努力を行うべきである。</p> <p>なお、平成27年度におけるセメント資源化(1,815トン/年)及び陸上埋立汚泥(18,182トン/年)を全量セメント生投入に切り替えることができれば、概算で各々約63百万円、約79百万円のコストダウンを図ることが可能となる。</p>	<p>汚泥処理にかかるコスト削減は重要な課題であり、最もコストがかかるセメント資源化について、平成30年度からセメント生投入に切り替える。</p> <p>汚泥の陸上埋立てについて、リスク分散の観点から最低限を確保し、可能な限りセメント生投入に切り替える。</p> <p>セメント工場の汚泥受け入れ先の拡大について、その手法について検討していく。</p>
		6. 資源化施設の将来活用	
	95	<p>(2) 今後の資源化施設の活用方法の検討について(意見)</p> <p>資源化施設の天井高は高く、中は吹き抜けとなっており、他の利用方法に転用するとしても想定できる利用方法の幅は狭く、有効に活用できるかどうかは甚だ疑問である。下水道課のみでは活用の範囲も限られることになるので、必要に応じてファシリティマネジメント室とも連携して、県全体で県有資産として有効な活用方法を模索する必要がある。</p>	<p>下水道事業として有効な活用方法について検討を行い、必要に応じてファシリティマネジメント室と協議のうえ、県全体で県有資産として有効な活用方法を検討していく。</p>
		7. 第一浄化センターの旧汚泥処理棟	
	97	<p>(2) 今後の旧汚泥処理棟の活用方法について(意見)</p> <p>現状では、汚泥熱処理設備及び汚泥焼却設備とも設備としては使用されておらず、旧汚泥処理棟は遊休状態となっており、その一部が別目的で利用されているのみである。なお、熱処理・脱水・焼却施設一連の構造上の問題から他形式の炉への転換が技術的に難しいとのことである。</p> <p>現時点では解体撤去も含めた他の選択肢は検討されていない状況である。現状の維持・管理コストも勘案の上でのその他の設備への転用等の選択も視野に含めて、ファシリティマネジメント室とも連携して、県全体で県有資産として有効な活用方法を模索する必要がある。</p>	<p>下水道事業として有効な活用方法について検討を行い、必要に応じてファシリティマネジメント室と協議のうえ、県全体で県有資産として有効な活用方法を検討していく。</p>
		8. 第一浄化センターの自由広場	
	101	<p>(3) 今後の自由広場の利用について(意見)</p> <p>将来の人口増加は現実的ではなく、平成28年6月に公表されている「奈良県汚水処理構想」においても、「流域下水道4浄化センターとも、既存施設の処理能力で将来流入量に対しても対応が可能」と記載されており、今後、自由広場は増設の処理施設用地として利用される可能性は低いが、一部はリプレイス用地として利用する計画である。</p> <p>このような状況の中、行政財産の貸付により使用料を徴収しているものの、それを上回る維持・管理コストが発生している。</p> <p>当初の取得(保有)目的として利用されていない結果として、当該コストが下水道料金に反映され、受益者の負担となっているのが現状であり、その解消には、所管を移して別途の利用に供することが考えられる。</p> <p>一方、その場合には、移管後の利用方法によっては、内水排除のための遊水地機能について、全体計画で示されている雨水調整池の設置により対応することが必要となる可能性があり、建設コストや維持・管理コストが発生することとなる。</p> <p>あらゆる選択肢とその場合の必要コストを洗い出し、県全体で県有資産として有効な活用方法を検討する必要がある。</p>	<p>自由広場は、将来の水処理施設の増設用地・リプレイス用地として現在は位置づけられているが、将来の人口減少を踏まえ、浄化センターの施設配置計画を見直し、下水道計画として必要な用地範囲を検討している。</p> <p>また、自由広場は内水排除のための遊水機能を有しているが、県全体として有効な活用方法があれば、その対応策も含め検討していく。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等												
		9. 未登記土地													
	102	<p>(2) 未登記状況の解消について (結果)</p> <p>平成14年度包括外部監査報告書に記載の10件のうち、4件についてはその後に未登記状況を解消したものの、6件は現時点においても依然として未登記状況が解消できていない。</p> <p>県公有財産規則第11条第1項では、「分任管理者は、公有財産を取得したときは、遅滞なく当該公有財産につき不動産登記等必要な登記又は登録の手続をしなければならない。」とされており、不動産については登記を行うことを規定しているが、上記6件については、当該規則に準拠していない状況となっている。また、未登記の状態では、公有財産の権利保全上の問題もある。引き続き6件の土地の未登記状況の解消を進めていく必要がある。</p>	未登記6件のうち3件について、現在、地権者と交渉を進めている。残る3件についても未登記状態の解消に向け取り組んでいく。												
		10. 固定資産管理													
	104	<p>(1) 現物と管理簿の照合及び備品へのシールの貼付について (意見)</p> <p>県では、重要物品以外の物品に関して、通知により、定期的に管理簿の登記内容と現物とを照合し、適切な管理に努めることが求められている。しかし、現状各センターでは、定期的な管理簿と現物の照合は行っていない。</p> <p>現在、地方公営企業法の法適用化に向けて整備を進めている固定資産台帳データと現物との照合を行う予定としているとのことであるが、備品管理簿の正確性を確認するためにも、通知に基づく現物と備品管理簿の照合の実施の必要性も検討すべきである。</p> <p>また、通知により、システムより出力される備品シールの貼付が求められている。</p> <p>当該システムを通じて購入した物品には出力シールが貼付されているが、それ以前に取得した物品については、網羅的にはシールの貼付は行われていないとのことである。つまり、固定資産計上の対象となる単価10万円以上の備品について、当該システム運用以前に取得したものについては、シールが貼付されていないこととなる。</p> <p>法適用化後の現物管理の適性化の観点からも、単価10万円以上の備品について、網羅的なシールの貼付が必要である。</p>	固定資産台帳への登録対象となる単価10万円以上の備品について、現在、備品管理簿からの抽出リストに基づき、現物との照合及びシール貼付の作業を進めており、平成29年度中に完了する予定。												
	105	<p>(3) 地方公営企業法の適用に向けた固定資産台帳データの整備について (意見)</p> <p>平成31年度からの流域下水道事業の法適用化に向け整備を進めている固定資産台帳について、以下の取組が必要と考える。</p> <p>①当該固定資産台帳の登録データについて、その正確性の検証のため、公有財産台帳及び備品管理簿との整合性を確認する。</p> <p>②公営企業会計導入時には、減損会計の適用上の検討が必要となる。その第1段階として、減損の徴候の有無の検討がある。そのためには固定資産毎に使用中であるか、遊休状態であるのかといった利用状況や、不動産(土地)の時価情報の管理を行う。</p>	<p>① 現在、整備中の固定資産台帳の登録データについては、公有財産管理台帳及び備品管理簿との整合性を確保しつつ作業を進めている。</p> <p>② 公営企業会計導入に伴い、下水道事業に係る固定資産について、資産毎の利用状況や土地の時価情報を継続的に把握し、適切な管理を行っていく。</p>												
		11. 随意契約 (工事請負費)													
	107	<p>(2) 随意契約理由の適用について (意見)</p> <p>今回、平成23年度から平成27年度の工事請負費(管理費及び建設費)で随意契約としているものについて、随意契約理由書及び業者選定調書を開覧したところ、少なくとも下記については、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用しているものの、書面上の記載理由からは、基準に定められた要件や該当事例との適合性が読み取れず、真に緊急性が高いとは判断しづらいと考えられた。</p> <p>随意契約理由を十分に精査し、随意契約とすることの適性については、慎重に判断すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="443 1957 815 2056"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>請負金額 (千円)</th> <th>着手年月日</th> <th>竣工年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化センター 5号プロフ吐 出弁修繕工事</td> <td>6,300</td> <td>平成24年 8月12日</td> <td>平成24年 11月30日</td> </tr> <tr> <td>浄化センター スクリーン設 備制御装置修繕工事</td> <td>9,720</td> <td>平成27年 4月8日</td> <td>平成27年 5月29日</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	請負金額 (千円)	着手年月日	竣工年月日	浄化センター 5号プロフ吐 出弁修繕工事	6,300	平成24年 8月12日	平成24年 11月30日	浄化センター スクリーン設 備制御装置修繕工事	9,720	平成27年 4月8日	平成27年 5月29日	今後、随意契約を行う場合は、その理由を十分に精査し、真に緊急性が高いのかなど随意契約とすることの適格性を慎重に判断の上行う。
事業名	請負金額 (千円)	着手年月日	竣工年月日												
浄化センター 5号プロフ吐 出弁修繕工事	6,300	平成24年 8月12日	平成24年 11月30日												
浄化センター スクリーン設 備制御装置修繕工事	9,720	平成27年 4月8日	平成27年 5月29日												

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	108	<p>(3) 随意契約の際の相見積りの徴収について（結果）</p> <p>今回検討対象とした平成23年度から平成27年度までの随意契約とした全ての案件について、「随意契約の提携に関する取扱基準」の留意事項に関する例外に該当するか判断することなく、相見積もりを行っておらず、これにより工事請負費の請負金額が高止まりしている可能性もある。</p> <p>留意事項に定められたもの以外について、県契約規則に基づき、原則どおり相見積もりとすべきである。</p> <p>また、これに関して、原則どおり相見積もりとしていないのは、そのほとんどが修繕に関するものであり、対応業者が当初設備の納入業者等限られると考えているためとのことであった。</p> <p>しかし、長期にわたり、相見積もりとしていないことも含めて、実態を正確に把握出来ていない可能性もある。対応業者からの聞き取り等も実施し、主に修繕に関する実情を把握し、将来の工事請負費のコストダウンの余地を検討すべきである。</p>	<p>今後、随意契約を行う際には、その理由が「随意契約の締結に関する取扱基準」に規定される「相見積もりを省略できる事例」か否かを判別し、事例に該当する場合を除き相見積もりを行う。</p>
		1 2. 浄化センター運転管理業務委託先の選定	
	113	<p>(3) 発注単位の見直しについて（意見）</p> <p>現状の運転管理委託業務は、応札者が以前からの事業継続先に固定化し、1者入札となっており、入札がもつ競争原理を働かせる機能が、有効に作用しにくい状態にあると言える。これにより、競争性が失われることによって事業の実施コストが高止まりする可能性があることから、競争性が働くよう、県は入札制度の運用の工夫や事業者への働きかけを行う必要がある。</p> <p>現在、県は浄化センター運転管理業務を4つの浄化センター毎に分けて発注しているが、浄化センター運転管理委託業務の落札価額は高止まりしており、かつ近年は1者のみの入札となる場合が多くなっており、運転管理委託業務のコストの低減を図る努力を行う必要がある中で、4つの浄化センターの全てまたはその一部をまとめて発注することも、検討の余地があると考えられる。</p> <p>4つの浄化センターの管理運営委託業務の全てを統一して発注するまではいかなくとも、所在地も近く、浄化方法も同一である第一浄化センター及び第二浄化センターの管理運営委託業務を同一案件として取りまとめることのコストメリットについては検討の余地があると考えられる。</p> <p>そのためには、県で、事業者に対して運転管理業務に関するヒアリングや、他自治体における同種業務の入札方法や発注単位の照会等を行い、入札による競争原理が機能するよう、応札者数を増やす工夫や、入札の発注単位の見直しの検討が必要である。</p>	<p>次回、平成31年度からの運転管理業務委託について、他府県の先進的な事例を参考にしながら、PPP/PFI手法の一つである包括的な民間委託の導入について検討を進めている。</p> <p>発注単位について、その結果も踏まえ、競争性やコスト縮減の観点から検討していく。</p>
	114	<p>(4) PPP/PFI手法の導入について（意見）</p> <p>今後、従来の運転管理業務部分のみを委託する現在の方法から、下水道施設の設計・建設及び維持管理業務の一部にPPP・PFI手法等の採用を検討し、今後のコスト縮減を図る必要がある。</p>	
		1 3. 地方公営企業法の適用	
	119	<p>(5) 十分な計画の策定と進捗管理について（意見）</p> <p>平成31年度当初から地方公営企業法を適用するためには、開始貸借対照表の作成が必要であることや、平成31年度の予算要求を平成30年度中に行う必要があることも踏まえれば、残された時間が決して十分とは言えない状態にある。</p> <p>検討しなければならない事項は多岐にわたることから、確実かつ適切に地方公営企業法（一部適用）に移行されるよう、各種検討事項の調整及び業務の遂行を進めていかなければならない。</p>	<p>地方公営企業法適用に係る移行手続きについて、特に事務量が多く期間を要する固定資産の評価・調査業務は平成28年度から、企業会計化に対応するための財務会計システムの構築は平成29年度からそれぞれ業務を開始している。また、その他検討事項について、現在、会計事務や庶務事務の委任など関係部局課・機関との協議・調整を進めている。今後、平成31年度からの法適用に向け、組織体制を整えつつ条例・規則の制定等関係手続きを行っていく。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	120	<p>(6) 今後の更なる検討について (意見)</p> <p>① 市町村との垂直統合 県は奈良モデルを推進し、市町村との協働や統合を進め、県全体で効率化を推し進めているところである。 現在の奈良モデルを推進するための取組としては、県の流域下水道の第一浄化センターに施設余力があることから、将来的に各市町村の単独公共下水道施設と県の流域下水道を接続し、単独公共下水道施設で処理している汚水を県の第一浄化センターで処理することが考えられる。 将来的には、奈良モデルが最終的に目指すところは、単独公共下水道に限らず、各市町村の関連公共下水道事業と、奈良県流域下水道事業を垂直的に統合し、市町村の公共下水道が実施している料金收受業務や水洗トイレへの接続促進事業といった各種用務を県下全体でひとつの事業体に統合されることが考えられる。 既に県の水道事業では、「県域水道ビジョン」を明らかにし、その中で県域水道を複数のエリアに区分し、特に県営水道が供給されるエリアについては県営水道と市町村水道を一体としてとらえた県水転換を推し進めているところである。 流域下水道事業においても、県有施設の有効活用とともに単独公共下水道との統合を推し進め、将来的に県と市町村の下水道事業の垂直統合を成し遂げることが期待される。</p> <p>② 水道事業との水平統合 水道事業と流域下水道事業は相互に密接に関連した業務である。 奈良モデルの推進を図るうえで、県レベルで考えれば、水道事業と流域下水道事業を一つの組織体として統合し、相乗効果を得るとともに業務の効率化を図ろうとする考えは合理的である。 県では水道事業と流域下水道事業の間で、従前から、積極的な人事交流が図られていることから、県の水道事業と流域下水道事業は、人的には組織統合が可能な土台を有していると考えられる。 なお、流域下水道事業が将来、水道事業と統合するためには流域下水道事業の全部適用が前提となることに留意する必要がある。</p>	<p>① 支援・指導等を通じた汚水処理施設の概成を推し進め、また、単独公共下水道との統合など現有施設の有効な活用を通じた県全体の行政の効率化を図るなかで、更に一歩進めた形での県と市町村の下水道事業の広域化（水平統合）や垂直統合も検討していく。</p> <p>② 長期的には流域下水道と水道局の統合検討は必要であり、現在検討が進められている水道広域化の方向性が定まったのち、統合検討を行う。</p>
		14. 一般会計からの繰出金額	
	126	<p>(4) 繰出金の決定方法について (意見)</p> <p>原則は、繰出金は基準内で繰出目的が決まっており、繰出目的に沿って繰出を行い、財源の不足については市町村から負担金を徴収することにより運営するという考え方に立っている。 しかし、現在の県の繰出金額7千万円の決定方法は、基準内繰出金の計算式に沿って算出されたものではない。また、収支差額から生じた赤字を補てんする目的でもない。 そのため、今後の繰出金額の決定方法については、経営の実態にあわせて決定するよう検討が必要であると考えられる。 すなわち、公営企業会計の適用に伴いより一層自律的な運営が求められることから、各市町村からの負担料金額の水準を検討したうえで、現状のような単なる予算の収支差額ではなく、経営努力に対するインセンティブを引き出すように、例えば中長期の経営努力目標値を設定させ、その達成度合いによって繰出金額が決定されるような仕組みを構築するなど、適切かつ効果的な繰出金額の算定方法の構築が必要である。</p>	<p>総務省が定める地方公営企業繰出金の基準に沿って、更なる経営改善や事務効率化などの取組を進めながら検討していく。</p>

局・課・(室)名	頁	監査結果 / 監査の結果に添える意見	措置内容等
	127	<p>(5) 残余繰越金の活用について(結果)</p> <p>平成27年度の単年度の収支差額は14億7千万円の収支黒字である。</p> <p>平成31年度から公営企業会計が適用されるに当たり、当該14億7千万円の繰越残額は過去からの内部留保にあたるが、この繰越残額の将来の用途について明確な計画や内訳を作成していない。</p> <p>当該14億7千万円の繰越残額をどのように用いるのか、将来の市町村からの負担金の単価の調整も含め、具体的な計画と用途を明らかにする必要がある。</p>	<p>流域下水道特別会計における繰越残額について、将来的に持続して円滑な下水道経営が行われるよう、市町村とも協議しながら、公営企業会計の導入に合わせその用途を決定する。</p>